

お客様各位

2023年12月吉日
大阪府茨木市宮島1-3-1
株式会社ケイシン

高額商品ご出荷に関する補償対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、お預かり致しましたお荷物は細心の注意を以てお届けいたしますが、保管時及び輸送時における商品の破損・紛失等による事故が発生いたしました場合には、運送約款に基づき弊社が賠償を致します。

但し、誠に恐縮ながら下記事項につきましては運送約款上、賠償範囲外となる場合がございます。

特に高額商品(高価品)は配送対応のお引き受けをさせていただきますが、前述の理由より、万が一事故が発生致しました場合、実損額相当の補償対応ではなく運送約款上の賠償責任限度額(1伝票につき30万円まで)が上限となりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

昨今は弊社におきましても高額商品のお取り扱いが増加しており、今後におきましても安定した輸送サービスの提供を維持する為、趣旨ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

[運送約款上、賠償範囲外となる事例]

- ① 天災
- ② 不可抗力

例：トラックが一方向的に追突され、お預かりしていたお荷物が大破

- ③ 30万円を超える高額商品

賠償責任には1伝票につき30万円の賠償限度額がございます。

[運送約款上における高価品について]

運送約款におきましては次に掲げるものを高価品と位置付けております。

- ① 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券
その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステン
その他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、
珊瑚及び各その製品
- ② 美術品及び骨董品
- ③ 容器及び荷造りを加え1キログラム当たりの価格が2万円を超える貨物(動物を除く)

以上